行吉学園学生弔慰規程

第１条　神戸女子大学（認定こども園を含む。）及び神戸女子短期大学の学生、園児（以下「学生」と言う。）又はその父母が死去した時には、この規程によって弔意を表する。

第２条　学生又はその父母の死去の連絡を受けた者は直ちに学生課へ連絡する。

第３条　学生課は、所定の用紙に必要事項を記入の上、クラス担任、学生事務部長、学生部長を経て学長に報告し、併せて学友会に連絡する。

第４条　学生課は、弔電、樒（しきみ）又は供花及び香典を手配する。

第５条　香典は学生３万円、父母１万円とする。

第６条　この規程は、法人本部長が学生部長の意見を聴いて変更することができる。

附　則

この規程は、平成６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成16年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。